

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案要綱

## 第一 制定の趣旨

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」という。）を実施するため、日本国及び大韓民国の両国において就労する者等に関する年金制度について、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例その他必要な事項を定めること。

## 第二 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の要点

### 一 国民年金法関係

日本国内に住所を有する者であつて次に掲げるものは、国民年金の被保険者としなないこと。（第三条

第一項関係)

- 1 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第五条から第九条までの規定（以下「協定適用調整規定」という。）により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの。
- 2 大韓民国の領域内において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの。
- 3 1に該当する者等の配偶者又は子であつて政令で定めるもの。

二 厚生年金保険法関係

厚生年金保険の適用事業所に使用される者であつて次に掲げるものは、厚生年金保険の被保険者とならないこと。（第四条第一項関係）

- 1 日本国の領域内において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの。
- 2 大韓民国の領域内において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの。

3 日本国及び大韓民国の領域内において同時に就労する者であつて、協定適用調整により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの。

4 日本国又は大韓民国の国籍を有する船舶において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの。

### 三 国家公務員共済組合法関係

国家公務員共済組合法（以下「国共済法」という。）の長期給付に関する規定は、国共済法に規定する職員のうち、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受ける者には、適用しないこと。（第五条関係）

### 四 地方公務員等共済組合法関係

地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）の長期給付に関する規定は、地共済法に規定する職員等のうち、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受ける者には、適用しないこと。（第七条第一項関係）

### 五 私立学校教職員共済法関係

私立学校教職員共済法（以下「私学共済法」という。）の長期給付に関する規定は、私学共済法に規定する教職員等のうち、次に掲げるものは適用しないこと。（第十条第一項関係）

1 日本国の領域内において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの。

2 大韓民国の領域内において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの。

3 日本国及び大韓民国の領域内において同時に就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの。

## 六 その他

社会保険庁長官等は、厚生年金保険法の被保険者等に関する情報を、当該情報の本人の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、大韓民国の権限のある当局又は大韓民国の実施機関に提供することができること。（第十二条第一項関係）

### 第三 施行期日等

一 この法律は、協定の効力発生の日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行すること。（附則第一条関係）

1 二の1 この法律の公布の日

2 二の2 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

二 この法律について、次に掲げる法律の施行に関し必要となる所要の規定の整備等を行うこと。（附則

第二条及び第三条関係）

1 行政機関の保有する個人情報保護の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律